

令和6年（行コ）第285号 国籍確認請求控訴事件

2025年6月4日

証拠説明書

控訴人



被控訴人

国

控訴人訴訟代理人

弁護士 近藤 博徳



弁護士 椎名 基晴



弁護士 仲 晃生



弁護士 仲 尾 育哉



東京高等裁判所第17民事部係 御中

号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	
甲64	逐条日本国憲法審議録 (二) [増訂版] (抄)	写し	1976. 1. 30	清水 伸	帝国議会で憲法制定について議論された際に、憲法11条はすべての基本的人権を包括的に保障し、その保障を現在及び将来の国民に及ぼすことを確認し宣言した規定であることが、金森徳次郎国務大臣によって繰り返し説明されていたこと。(246～253頁)
甲65-1	憲法解釈における憲法制定者意思の意義 (一) —幸福追求権解釈への予備的考察をかねて— (法学論叢131巻1号)	写	1992年	土井真一	憲法の解釈にあたっては、制定会議においてなされた発案者からの説明が重視されるべきこと。
甲65-2	憲法解釈における憲法制定者意思の意義 (二) —幸福追求権解釈への予備的考察をかねて— (法学論叢131巻3号)	写	1992年	土井真一	同上。
甲65-3	憲法解釈における憲法制定者意思の意義 (三) —幸福追求権解釈への予備的考察をかねて— (法学論叢131巻5号)	写	1992年	土井真一	憲法11条の原案が起草された経緯。(10ページ以下)。 憲法の条文の文言からA、B、Cの三つの解釈が可能であるが、憲法制定者の理解を援用すれば、BあるいはCの解釈に限定される場合に、Aの解釈が成立する条件として、①解釈B、Cを採用すれば、他の条項と明らかに抵触すること、②憲法制定者が解釈B、Cを採用する基本的前提としていた社会的事実が時代とともに変化し、その基礎が失われてしまっていること、③憲法制定者の事実判断に誤認があり、解釈B、Cでは制定者自身が期待していた目的を実現し得ないこと、あるいは、④解釈B、Cによれば、憲法制定者が予期していなかった、あるいはその予期をはるかに超える害悪が発生する蓋然性あるいは可能性が存することなどを示し、解釈Aによればこれらの事態を回避し得ることを論証すること、が考えられること。(22～23ページ)

甲65 -4	憲法解釈における憲法制定者意思の意義 (四)・完一幸福追求権解釈への予備的考察をかねて— (法学論叢131巻6号)	写	1992年	土井真一	帝国議会で国務大臣の説明によれば、憲法11条はすべての基本的人権を保障する規定であること。(2ページ以下)
甲66	国籍法 (抄)	写	1938年 (昭和13年) 3月1日	實方正雄	實方が「国籍法の權威たるZeballos教授も、国籍に関する十大原則を列挙するに當理、国籍は信義誠實に従て規律せらる可き任意的な法律的紐帯であること(第一原則)・各人は自由なる国籍變更權を有すること(第四原則)・國家は自由なる變更を禁じ得ざること(第五原則)・國家は何人にも其の意に反して国籍變更を強制し得ないこと(第六原則)・國家は其の領土内居住者に對し其の意に反して国籍を強制的に附與し得ないこと(第八原則)、と言ふ諸原則を強調している」(甲21、乙15)と紹介した文献の出版年が1914年～1919年であること。(76頁)
甲67	憲法撮要 (初版) (抄)	写	1923年 (大正12年) 4月30日	美濃部達吉	この文献が、東京帝国大学教授であつた美濃部によって、東京帝国大学及び東京商科大学における憲法の講義の教科書として世に出されたものであること。(序言) 明治憲法下の憲法の通説が、「國民タル資格ヲ国籍ト謂フ。国籍ハ唯人ノ身分資格ニ止マリ其レ自身權利ニ非ズト雖モ、国籍ヲ保有スルコトハ國民ノ權利ニシテ、國家ハ國民ノ意思ニ反シテ一方的ニ之ヲ剥奪スルコトヲ得ズ」として、国籍を保有する權利を認め、本人の意思に反する国籍剥奪は許されないとしていたこと。(147頁)
甲68-1	Afroyim v. Rusk 387 U. S. 253, 267 (1967) (抄)	写	1967年 (昭和42年)	合衆国連邦最高裁判所	合衆国には、「この国における市民権は、協働しながら遂行する事業の一部である。市民こそが国家であり、国家とはその市民である。我々の自由な政府の本質は、一時的に公職に就任中のある市民集団が他の市民集団の市民権を奪うことができるという法原則とは、まったく調和しない。」と判示した連邦最高裁判決があること。

甲68-2	甲68-1の日本語訳（抄訳）	写	2021年 3月9日	控訴人代理人 仲 晃生	同上。
甲69-1	Vance v. Terrazas, 444 U.S. 252 (1980) （抄）	写	1980年 （昭和55年）	合衆国連邦最高 裁判所	合衆国では、議会の定めた市民権喪失要件に該当する行為が自発的になされた場合であっても、合衆国市民権は本人の市民権放棄の意図が証明されない限り失われまいとされていること。
甲69-2	甲69-1の日本語抄訳	写	2021年 3月9日	控訴人代理人 仲 晃生	同上。
甲70-1	GUIDELINES ON STATELESSNESS NO. 5: Loss and Deprivation of Nationality under Articles 5-9 of the 1961 Convention on the Reduction of Statelessness（抄）	写	2020年 （令和2年） 5月	国連難民高等弁 務官事務所	世界人権宣言15条2項の禁止する「専断的（恣意的）な国籍の剥奪」を防ぐために、国籍喪失に関する最低限の要件として、①国籍の取り上げが法律で定められたことに適合していること、②正当な目的を達成するための最も侵害的でない手段であること、③適正な手続に従うこと、が求められること。
甲70-2	甲70-1の日本語抄訳	写	2021年 3月9日	控訴人代理人 仲 晃生	同上。
甲71	憲法 I 基本権 （抄）	写	2016年 （平成28年） 4月20日	宍戸常寿 松本和彦 他	<p>国籍の付与が立法裁量に属するとしても、ひとたび国籍を取得した者から、公権力が、恣意的に国籍を剥奪することは憲法上禁止されていると解すべきこと。（32～33頁）</p> <p>国内法上または事実上、日本国籍を保有しない者が、権利及び自由について様々な制約を受けていること及びその制約の内容。（36～40頁）</p> <p>憲法22条2項は、日本国籍を離脱する自由と同時に日本国籍を離脱しない自由、すなわち日本国籍を喪失させられない自由を保障していること。（321頁）</p> <p>複数国籍防止の正当性がない場合、外国籍の取得・選択に伴う日本国籍の喪失は日本国籍を離脱しない自由の侵害を意味することになると考えられること。（321頁）</p>

甲72	註釈日本国憲法（上巻） （抄）	写	1984年 （昭和59年） 3月30日	樋口陽一、 佐藤幸治他	<p>憲法前文第1項の掲げる国民の信託による国政の思想は、「その権威は国民に由来し」として統治の正当性根拠は国民に由来し、所在を指し、「その権力は国民の代表者がこれを行行使し」として、より具体的に、国民が政治決定に参加すべきことの要請までを含み、「その福利は国民がこれを享受する」として、統治の目的が国民の福利にあるとするものであること。その思想の源流にはロックらの社会契約論があること。（26～27頁）</p> <p>国籍自由の原則とは、国籍の得喪は個人の自由意思によるべきものであるという要請であり、「わが国の場合、日本国憲法によって立つ国際協和の精神からいって、できるだけかかる理想を具現するような国籍法制が定立されることが要請されている」こと。（210～211頁）</p>
甲73	憲法〔第3版〕（抄）	写	1995年 （平成7年） 4月15日	佐藤幸治	<p>国籍離脱の自由の保障の本旨は、「非任意的大結社たる国家からの離脱を認めるもので、個人の精神の独立に究極の価値において国家を捉える立場の帰着点である」と指摘されていること（554～555頁）。</p>
甲74	人権としての国籍の可能性	写	2019年 （令和元年） 10月	館田晶子	<p>①国籍を有することによってその国の国民としてのアイデンティティが形成・保持されるという側面があり、国籍の保持によって当該国家の国民であると他にアイデンティファイされることにより、その国民としてのアイデンティティが形成・強化されることが越境研究で指摘されていること。（108～109頁）</p> <p>②国籍を有することで形成されるアイデンティティは個人の人格とも関わるため、国籍の剥奪はすでに形成されたアイデンティティを毀損すること。（110～111頁）</p> <p>③国籍に関するアイデンティティも、憲法13条を根拠とする人格権により保護されると解すべきこと。（111頁）</p> <p>④国籍自由の原則は、国籍に関する自己決定権を国籍制度の中に組み込むことを要請し、この要請も憲法13条を根拠に導かれること。（111頁）</p> <p>⑤国籍の変動に関して、憲法22条2項を前提とすれば国籍の恣意的剥奪は禁止されるというのがベースラインとなるべきと解されること。（111～112頁）</p>

甲75	グローバル化の進展と重国籍——日本国憲法第22条第2項の「国籍離脱の自由」の新解釈	写	2024年 (令和6年) 5月3日	菅原 真	<p>甲140（柳井健一）は、「国籍離脱の自由」は国際法上の国籍自由の原則と表裏一体のものであり、イギリスにおける国籍離脱の自由の確立の歴史を踏まえれば、「明確に自発的な意思に基づく帰化等によって外国籍を取得した者がもはや実効性を失った原国籍を離脱することを国家は禁止してはならず、その系として同じく明確な意思を持って自国国籍を離脱する自国民に対してはそのための制度創設義務を原国籍国は負うということをその内容としていたと考えるのが妥当」であるから、憲法第22条2項の趣旨は、「自らの明確な意思により外国籍を取得し、その上で日本国籍を放棄しようとする者の権利を憲法上保障したもの」である。したがって、国籍法11条1項について、「本人の意思如何に関わらず直ちに日本国籍の喪失を帰結するという法的効果を説く立場」は誤った解釈であると論じていること。</p> <p>甲150（高橋和之）の新版でも、「二重国籍は特権ではなく当人のアイデンティティーの重要な要素であることを考えると、選択を強制することが個人の尊厳反しないかどうか、真剣に考えるべき時がきている」と指摘が維持されてること。（100頁）</p>
甲76	子どもの権利委員会 一般的意見7号 「乳幼児期における子どもの権利の実施」 (平野裕二訳)	写	2005年9月	平野裕二訳	乳幼児期における子どもの権利の実施に関する、権威ある有権解釈（これと異なる解釈を行う場合には、合理的な説明が求められる。）の内容。
甲77	子どもの権利委員会 一般的意見12号 (平野裕二訳)	写	2009年 (令和5年) 4月15日	平野裕二訳	意見を聞かれる子どもの権利に関する、権威ある有権解釈（これと異なる解釈を行う場合には、合理的な説明が求められる。）の内容。
甲78	子どもの権利委員会 一般的意見14号 「自己の最善の利益を第一次的に考慮される子どもの権利」 (平野裕二訳)	写	2013年2月	平野裕二訳	自己の最善の利益を第一次的に考慮される子どもの権利に関する、権威ある有権解釈（これと異なる解釈を行う場合には、合理的な説明が求められる。）の内容。

甲79	特別講演 人権の普遍性と憲法 国際人権との関連にお いて (法学セミナー No. 437所収)	写し	1991. 5	芦部信喜	<p>憲法11条と97条は、基本的人権の固有性と不可侵性を述べており、これは世界人権宣言や人権規約上の人権と共通すること。(25～26頁)</p> <p>人権規約にあって憲法にない権利(「社会の自然かつ基礎的な単位である家族」の保護など)が若干あるが、それらはほとんどすべて憲法の解釈に取り込むことのできるものであり、憲法に矛盾したり、憲法の解釈ではどうにもならないものはほとんどないこと。人権規約は、立法上、行政上の措置により日本の憲法の不備なところを補完できる建前になっており、できるだけ人権条約に近づくよう努力することが求められていること。(27頁)</p> <p>基本的人権として憲法にも人権規約にも規定はあるが人権規約のほうがはるかに詳しく規定しているものが非常に多いが、そのほとんどすべてが憲法の解釈で十分に対応できるものであること。(28頁)</p> <p>憲法98条2項により、人権規約の規定が憲法よりも保障する人権の範囲が広いとか、保障の仕方がより具体的で詳しいとかいう場合は、憲法のほうを条約に適合するよう解釈していくこと、つまり人権条約の趣旨を具体的に実現していくような方向で憲法を解釈することが必要となること。そういう方向で日本の人権保障の実定法体系を国際人権法のレベルにまで高めるという課題が、法律学者や人権の実践活動にも課されている、といえること。(29頁)</p>
甲80	国際人権法と憲法 第2章 憲法の人権条 約適合的解釈	写し	2023. 4. 15	近藤敦	<p>憲法の人権条約適合的解釈は憲法98条2項の要請であること。(35頁)</p> <p>憲法上の人権規定とその国が批准した人権条約の人権規定のいずれを適用するかが問題になるときは、「個人の利益を最大限に」保障する方向で解釈適用する「プロ・ホミネ」原則が、憲法13条、11条から導かれること。(35～36頁)</p>
甲81 -1	CITIZENSHIP WHAT EVERYONE NEED TO KNOW (抄)	写	2020年	PETER J. SPIRO	<p>英国に帰化する者は、2005年に制定された「英国での生活に関する十分な知識」を証明することを求める法令に従い、「英国での生活」テストに合格しなければならないこと。</p>
甲81 -2	甲81-1の日本語抄訳	写	2025年 2月9日	控訴人代理人 仲 晃生	同上。